

Responsibility

コーポレート・ガバナンス
社会・環境への取り組み

035

044

当社は、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと捉え、積極的に取り組んでいます。また、当社グループは、様々な企業活動を通じて社会に貢献していきたいと考えています。事業活動及び地球環境との調和を図り、社会と共生する「良き企業市民」を目指す観点から、継続的な活動に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

コーポレート・ガバナンス

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務

執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと捉え、積極的に取り組んでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率：20%以上30%未満

【大株主の状況】

2011年3月31日現在

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
財務大臣	5,001,345	50.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	256,502	2.57
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	224,116	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	222,931	2.23
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	169,000	1.69
ザチエスマンハットンバンク385036(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	85,107	0.85
メロンバンクエヌエーアズエーエージェントフォーイツククライアントメロンオムニバスユーエスペンション (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	80,675	0.81
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	78,317	0.78
HSBC BANK PLC A/C THE CHILDRENS INVESTMENT MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	68,367	0.68
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505225(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	61,888	0.62
計	6,248,248	62.48

(注)上記のほか、自己株式が478,526株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	食料品
(連結)従業員数	1,000人以上
(連結)売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	100社以上300社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

日本たばこ産業株式会社法により、政府は当社の株式を保有する義務が定められており、2011年3月末現在、政府の保有比率は50.01%となっています。

財務大臣は、日本たばこ産業株式会社法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しています。

医薬事業を営んでいる鳥居薬品株式会社(以下、「鳥居薬品」)は当社の連結子会社であり、東京証券取引所に上場しています。当社の医薬事業部門が研究開発の機能を担っているのに対して、鳥居薬品は製造と販売の機能を担っています。両社は機能の異なる事業運営を効率的に行うために協力関係を保持し、当社は鳥居薬品の独自の経営判断を妨げず、その一定の独立性確保を尊重しています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由:

当社は、社外取締役は選任していませんが、当社は取締役について人格、識見、経験等を勘案して適任者を選んでいます。また、社外取締役に期待される、外部的な視点からの助言機能については、当社の経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識者から成るアドバイザー・コミッティを設置し、その機能の確保に努めています。併せて、監査役(過半数は社外監査役(3名すべて独立役員))による独立・公正な立場からの監査の実施等による、客観性及び中立性を確保した経営の監視体制を整えています。また、報酬諮問委員会やコンプライアンス委員会は専門的知識を有する外部委員を含む委員から構成しています。以上のことから、現在の体制が十分に業務執行の監視体制を果たしていると考えています。

現時点では社外取締役を選任していませんが、社外取締役に期待する役割、ふさわしい人材等については、絶えず検討していきたいと考えています。

アドバイザー・コミッティの外部有識者(2011年6月30日現在)

東京理科大学専門職大学院	イノベーション研究科	教授	伊丹 敬之氏
京セラ株式会社		名誉会長	稲盛 和夫氏
元駐インド・中国大使／ 財団法人日中友好会館		副会長	谷野 作太郎氏
第一生命保険株式会社		特別顧問	森田 富治郎氏
株式会社セブン&アイ出版		顧問	水越 さくえ氏

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役的人数	4名
監査役的人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況:

監査役による監査と会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)による監査はそれぞれ独立して適切に実施されていますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努め、適宜、情報・意見交換を実施しています。

監査役と内部監査部門の連携状況：

監査役による監査と監査部による監査はそれぞれ独立して適切に実施されていますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努め、適宜、情報・意見交換を実施しています。

【社外監査役に関する情報】

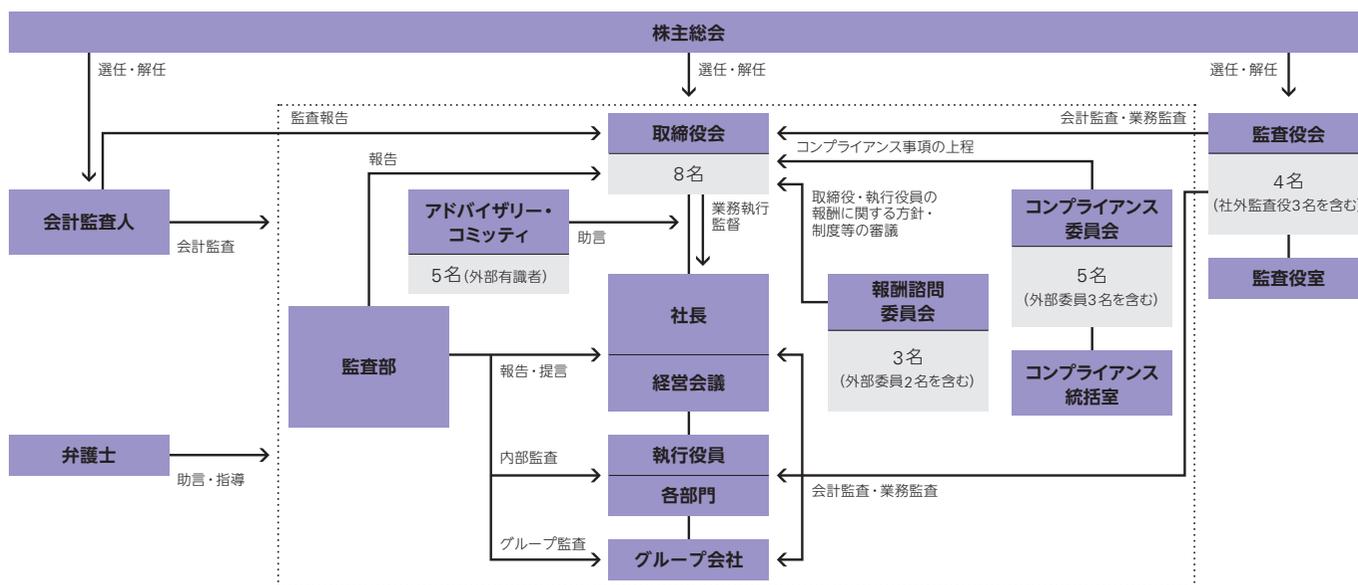
社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

当社の社外監査役は3名であり、各界における豊富な経験と幅広い識見などを勘案して選任しています。

当社の社外監査役のうち、上田廣一氏は(株)整理回収機構の代表取締役ですが、当社と当該会社との間に取引はなく、したがって、社外監査役個人は直接利害関係を有していません。なお、その他2名の社外監査役については、該当する事項はありません。

社外監査役を含む当社の監査役は、独立・公正な立場からの監査の実施等による客観性及び中立性を確保した経営の監視機能を果たしています。なお、社外監査役3名すべてにおいて、本人及び近親者の属性等について一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況の模式図



【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、 ストックオプション制度の導入
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、執行役員

インセンティブに関する補足説明:

取締役の報酬については、単年度の業績・中長期の企業価値と連動したものとしています。

具体的には、執行役員を兼務する取締役の報酬については、日々の業務執行を通じた業績達成を期待されることから、月例の基本報酬に加え、単年度の業績等を反映した役員賞与、中長期の企業価値と連動する株式報酬型ストックオプションで構成しています。また、執行役員を兼務しない取締役の報酬については、企業価値向上に

向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから、月例の基本報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成しています。

当社では、当社取締役及び執行役員における報酬の一部として、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションを導入しています。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)、コーポレート・ガバナンス報告書
開示状況	全取締役の総額を開示、連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額及び内訳

役員報酬等について:

2011年3月期における役員報酬等は以下のとおりです。

〈役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数〉

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	役員賞与	ストックオプション報酬	
取締役	583	372	107	103	10
監査役(社外監査役を除く)	33	33	—	—	1
社外役員	56	56	—	—	3
計	673	463	107	103	14

(注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しています。

2. スtockオプション報酬は、当該事業年度に支給したストックオプション報酬の総額を記載しています。

取締役報酬のうち、連結報酬等の総額が1億円以上であるものについては第26期有価証券報告書において個別開示を行っています。

〈役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法〉

当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりです。

- 優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- 業績達成のモチベーションとなる業績連動性のある報酬制度とする
- 中長期の企業価値と連動した報酬とする
- 客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

これらに基づき、役員報酬は、月例の「基本報酬」、単年度の業績を反映した「役員賞与」、中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストックオプション」の3本立てとしています。

取締役の報酬構成については、以下のとおりです。

	役割	報酬構成
執行役員を兼務する 取締役	日々の業務執行を通じた業績達成	「基本報酬」 「役員賞与」 「株式報酬型ストックオプション」
執行役員を兼務しない 取締役	企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能	「基本報酬」 「株式報酬型ストックオプション」

監査役の報酬については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しています。

また、報酬等の額については、規模や利益が同水準でグローバル展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をモニタリングしたうえで外部有識者を含む報酬諮問委員会での審議を踏まえ、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議で決定しています。

なお、業績や企業価値に連動した報酬については以下のとおりです。

「役員賞与」については、単年度の連結業績及び事業部門業績に応じて変動させています。また、「株式報酬型ストックオプション」については、中長期の企業価値と連動します。「役員賞与」の支給対象となる、執行役員を兼務する取締役においては、「役員賞与」が標準額であった場合、「役員賞与」と「株式報酬型ストックオプション」の合計額の割合は「基本報酬」に対して7割強としています。

【社外監査役のサポート体制】

当社は、監査役が株主の負託を受けた独立の機関として会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に向けて取締役及び執行役員の職務の執行を十分に監査することができるよう、監査役の職務を支援する組織として必要な人員を配置した監査役室の設置、情報伝達体制の整備等、適切な環境整備に努めています。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合における当該事実について、監査役会に報告しています。また、上記のほか、取締役及び従業員は、計算書類等及び不正又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行うものとしています。

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席でき、取締役及び従業員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しています。なお、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しています。また、監査部及びコンプライアンスを統括する部署は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名等の機能に係る事項

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けています。

当社は、全社として高品質の業務執行を持続するため執行役員制度を導入し、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っています。また、会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念することとしています。

また、経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識者から成るアドバイザー・コミッティを設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組みを推進しています。

経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っています。

当社は、監査役制度を採用し、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めています。なお、監査役 塩澤義介氏は、当社資金部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、かつ社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定を定款で定めています。なお、当社においては社外監査役との間で係る責任を限定する契約を締結しています。

監査部は、内部監査を所管し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性、法令遵守及びリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っています。

また、国内・海外のグループ会社と連携を図り、グループ全体の監査体制の充実に向けた取り組みを推進しています。

会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施しています。

2011年3月期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

(会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等)

五十嵐 達朗氏(6年)、飯塚 智氏(4年)、石川 航史氏(1年)

※()内の数字:連続して監査関連業務に社員として関与した年数

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士12名、会計士補等10名、その他8名

監査役監査、内部監査、会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されていますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努めています。

役員候補者の指名については、人格、識見、経験等を勘案して候補者として取締役会で決定した後、株主総会に諮っています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2010年は6月2日、2011年は6月6日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2010年と2011年の株主総会につきましては、それぞれ6月24日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	会社が指定する議決権行使ウェブサイトより議決権を行使する方法(E-Voting)を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文をウェブサイト上に掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ウェブサイト上に掲載しています。	—
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、証券取引所等が主催する説明会に参加しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、当社内や近隣施設等において説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、海外投資家向けに電話会議を開催するとともに、年数回、海外に所在する投資家を訪問し、説明を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、株主総会の招集通知等を掲載しています。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	コミュニケーション責任者のもと、IR広報部内にIR専任担当を設置しています。	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	JTグループミッション実現を目指す観点から、環境負荷低減、地域貢献活動、植林／森林保全活動、青少年育成活動等に積極的に取り組んでおり、その活動内容について、CSR報告書を通じて毎年公表しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各種の会社情報の取り扱いに関する権限と責任を明確にするため、情報開示に関する規程等を定めており、適時適切な情報開示に努めています。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社はこれまで、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取り組みを通じて業務の適正を確保するための体制の運用を図り、また、監査役会設置会社として、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取り組みを行ってきました。

今後も、現行の体制を継続的に随時見直しながら取り組みを進め、適正な業務執行のため、以下のような企業体制の維持・向上に努めていきます。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、取締役及び従業員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動指針を定め、その徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めています。また、コンプライアンス統括室を設置し、全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めるとともに、取締役及び従業員を対象にした各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことにより、コンプライアンスの実効性の向上に努めています。

内部通報体制については、通報相談窓口を設置し、そこに寄せられた通報についてはコンプライアンス統括室が内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、担当部門と協議の上、全社的に再発防止策を実施するとともに、重要な問題についてはコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めることとしています。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、財務報告の信頼性の維持向上を図っています。

内部監査体制については、監査部が所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は法令、社内規程に基づいて、適切に管理保存しています。

その他の重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報は、社内の責任権限に関する規程（以下、「責任権限規程」）に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、保存管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

金融・財務リスクについては、社内規程等を定めるとともに、四半期ごとに経営会議へ報告を行っています。

その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門ごとの責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議しています。

監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っています。

有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営企画部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督しています。また、経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項の他、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っています。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っています。

全社として業務の効率性・柔軟性に資する運営を行うため、組織及び職制に関する社内規程により基本事項を定めるとともに、各部門の役割を明確に示しています。また、迅速な意思決定を行えるよう、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定めています。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有しています。グループマネジメントを行うにあたって、グループマネジメントポリシーに基づき、全体に共通する機能・規程等を定義し、JTグループ全体最適を図っています。

また、コンプライアンス体制(通報体制を含む)、内部監査体制、財務管理体制等についてはグループ企業と連携を図り、整備しています。

6. 監査役の職務を補助する従業員及び監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務を支援する組織として必要な人員を配置した監査役室を置き、必要に応じ監査役会と協議の上、人員配置体制の見直しを行うこととしています。また、監査役室の人事等については、監査役会が関与することにより、取締役からの独立性を確保するものとしています。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合における当該事実について、監査役会に報告しています。また、上記のほか、取締役及び従業員は、計算書類等及び不正又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行っています。

監査役は取締役会に加え、その他の重要な会議に出席できることとし、経営会議に概ね出席しています。取締役及び従業員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しています。

この他、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しています。また、監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっています。

V 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりです。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、密輸や偽造等の不法取引に関与する組織とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断します。また、これらの活動を助長するような行為は行いません。トラブル等が発生した場合は企業を挙げて立ち向きます。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

上記の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」は、当社の「行動指針」に明記し、社員に周知徹底しています。

社内体制としましては、本社総務部を対応統括部署と定め、全国の支店に対応責任者を配置し、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図り、組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進めています。

また、不当要求等に対して当社が講ずるべき措置については、企業防衛対応マニュアルに定め、全国の事業所に常備するとともに、グループ企業を含む社員等に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行っています。

社会・環境への取り組み

当社グループは、様々な企業活動を通じて社会に貢献していきたいと考えています。事業活動及び地球環境との調和を図り、社会と共生する「良き企業市民」を目指す観点から、継続的な活動に取り組んでいます。

地球環境保全への取り組み

JTグループにとって、地球環境保全への取り組みは自らの社会的責任を果たす上で不可欠な要素であり、経営の最重要課題の一つです。「JTグループ環境憲章」を定め、事業活動を行うすべての国や地域において良識ある企業市民として行動し、企業活動と環境との調和に向け、JTグループ全体で取り組みを推進しています。そして、「JTグループ環境憲章」の理念実現のため、具体的な環境保全活動の中期計画「JTグループ環境行動計画(2009-2012)」に基づき、各事業部門及びグループ会社が計画達成に向けて取り組みを進めています。

グループ環境マネジメント

地球温暖化防止や資源の有効利用など国際社会共通の地球環境の課題に対処するため、JTグループ全体の環境マネジメントの充実・強化を推進しています。「JTグループ環境行動計画(2009-2012)」では、環境マネジメント対象を国内外の連結子会社全社へと拡大し、グ

ループ全体が一丸となって取り組む体制を構築しています。また、温室効果ガス排出量、水使用量、廃棄物発生量及びリサイクルの目標を主要管理項目として目標を設定し、着実な達成を目指しています。

地球温暖化防止の取り組み

JTグループでは、2012年度における温室効果ガス排出量の削減目標を、2007年度比で総量10%削減と掲げ、積極的に取り組んでいます。2010年度は、環境負荷の少ない設備の導入、エネルギー使用の「見える化」による省エネルギーの推進や輸送の効率化などにも取り組み、JTで49.5%削減(1995年度比)、JTグループで7.4%削減(2007年度比)しました。

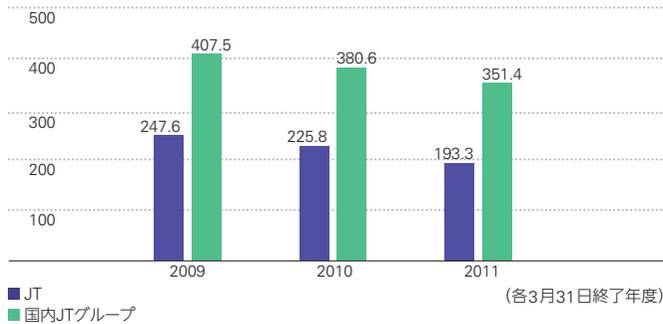
資源の有効利用の取り組み

JTグループでは限りある資源を大切にするため、水使用量、廃棄物発生量の削減やリサイクルに取り組んでいます。

温室効果ガス排出量の推移

JT／国内JTグループ*

(千t-CO₂)

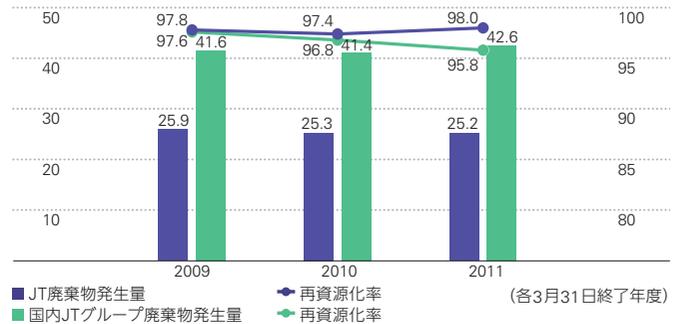


廃棄物発生量と再資源化率の推移

JT／国内JTグループ*

(千t)

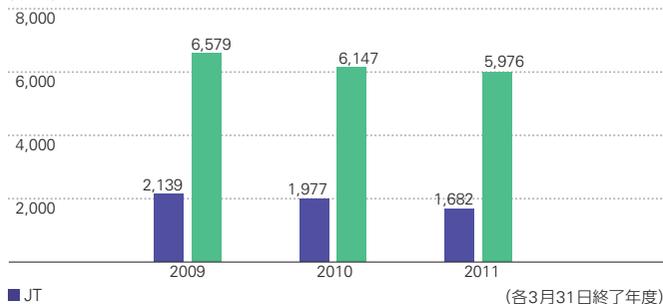
(%)



水使用量の推移

JT／国内JTグループ*

(千m³)



* 国内JTグループ：35社の実績



工場では「電力貯蔵用NAS電池システム」を導入し、電力需要の少ない夜間に貯蔵した電力を昼間に利用して、使用電力のピークを抑制

喫煙環境改善とマナー向上への取り組み

(この項では、日本での取り組みについて説明します)

当社は、たばこを吸われる方と吸われない方が協調して共存できる社会の実現に向けて、大人の責任と選択でたばこを選んでいただいた大切なお客様が、マナーや吸われない方への配慮を忘れることなく、自分の愛するたばこを最大限に楽しんでいただきたいと願い、様々な取り組みを進めることにより、たばこ事業を営む企業としての社会的責任を果たしたいと考えています。

様々な取り組みの一例紹介

喫煙場所設置

たばこを吸われる、吸われないにかかわらず、すべての方が心地よく共存できるよう、各自治体、駅・空港等の公共機関や施設管理者と協力して各地に様々な形で喫煙場所を設けています。



川崎駅前喫煙所



THE SOHO (東京都港区)

分煙コンサルティング

商業施設、オフィスビル、飲食店等に対して、各業態、施設の特徴や利用される方々のニーズに応じた「分煙コンサルティング」を実施しています。「たばこを吸われない方」に配慮した上で、「たばこを吸われる方」が満足いただける分煙方法についてのアドバイスや提案を行っています。

喫煙マナー広告

喫煙マナーの向上は、たばこを吸われる方一人ひとりのマナー向上が不可欠のものであると考え、身近な喫煙マナーの具体的なシーンを数多く紹介し、たばこを吸われる方にマナーについて“気づき”、“考え”、“行動”していただくことを目的に、「あなたが気づけばマナーも変わる。」という喫煙マナーキャンペーンを継続的に実施しています。



喫煙マナー広告

ひろえば街が好きになる運動

ごみを「ひろろう」という体験を通じて「すてない」気持ちを育てたいという願いを込めて、2004年5月より全国各地の催事やイベント会場等で、自治体、学校、企業、ボランティア団体等の様々な方々と「ひろえば街が好きになる運動」という清掃活動を実施しています。2004年5月の活動開始からの実施回数は、2011年3月31日現在、全都道府県で合計1,202回を突破し、2,390団体、約120万人の方々に参加・協力いただきました。



ひろえば街が好きになる運動

喫煙環境改善に向けての様々な取り組みについては、ホームページで詳しく紹介しています。

URL: <http://www.jti.co.jp/sstyle/index.html>



ホームページ

JTグループの社会貢献活動

JTグループでは、事業活動を行うすべての国や地域において、社会と共生する「良き企業市民」であることを目指し、「JTグループの社会貢献活動の基本方針」で重点分野を定め、社会貢献活動に取り組んでいます。

1. JTグループの社会貢献活動の基本方針

JTグループでは、社会の一員として、社会と共生する「良き企業市民」であることを目指し、継続的に地域社会に貢献し、企業の社会的責任を果たしていきます。

JTグループは、良き隣人として地域コミュニティの再生と活性化を果たすため、以下を重点分野と位置づけます。

- 「社会福祉」•「文化・芸術」
- 「環境保全」•「被災地域への支援」

JTグループでは、この重点分野の中から、自らが事業を行っている地域社会の発展に貢献するため、その地域社会において最も重要な課題について取り組んでいきます。

JTグループでは、この基本方針に基づき、社員自らの社会貢献活動への参加を奨励し、地域社会との共生が図れるよう、世界中で様々な社会貢献活動に取り組んでいます。

2. 国内における取り組み

社会福祉

良き隣人として地域コミュニティの再生と活性化に貢献したいと考え、社会福祉の様々なプログラムを実施しています。

〈主な活動〉

青少年育成に関するNPO助成事業、JTアジア奨学金制度、JT将棋日本シリーズこども大会、JTほのぼのコンサート、バレーボール教室の開催、社有施設の開放



青少年の育成に関するNPO助成事業 JTほのぼのコンサート

文化・芸術

JTグループでは音楽をはじめ、文化・芸術の発展や向上に寄与する活動に取り組んでいます。

〈主な活動〉

たばこと塩の博物館、音楽家の育成支援、アフィニス文化財団、JT生命誌研究館、JTフォーラム



アフィニス文化財団(夏の音楽祭) JTフォーラム
(Photo: K.Miura)

環境保全

JTグループは事業を支える自然への感謝と地球環境を大切に思う気持ちから、植林／森林保全活動や事業所周辺での清掃活動といった環境美化活動などに取り組んでいます。

〈主な活動〉

植林／森林保全活動、ひろえば街が好きになる運動、地域における清掃活動



植林／森林保全活動

被災地域への支援

JTグループでは、国内外の地域で災害が発生したときには、グループ各社で連携し、災害被災地への支援活動に取り組んでいます。2011年3月に発生した東日本大震災の被災地域に対しては、JTからの義援金3億円の拠出をはじめとし、JTグループとして自社の加工食品や飲料水などの必要な物資の支援を実施しました。

なお、JTIは「日本災害救援基金」を立ち上げ、JTI社員及び取引先企業様による募金活動を行うことで、被災地支援に取り組ましました。

JTIの社会貢献活動

JTIでは、「JTグループの社会貢献活動の基本方針」に沿って、事業を行う地域社会の発展に貢献する活動に力を注いでいます。特に、社会的に恵まれない人々に対する生活の質の向上や芸術・文化を支援する活動に重点的に取り組んでいます。またJTI財団では、2001年の設立以来、世界中の災害の被災者に対する支援を行っており、災害救援や災害による被害軽減に向けた活動を精力的にサポートしています。

社会福祉

JTIは40カ国以上で、経済面、生活面でサポートを必要とする成人や高齢者に対する支援を行っています。例えば、カナダや韓国におけるコンピューター教育プログラム、タンザニアやアイルランドでの社会的弱者を支援するプログラム、オランダにおける成人識字教育の取り組み、ポーランドでの地域社会支援、チェコでの高齢者に対する療養プログラムなどがあります。

このような活動の成功例の一つに、JTI台湾が支援する「財団法人台中私立弘道老人福利基金会」との取り組みがあります。台湾ではすでに高齢者が人口の10%を占め、今後50年以内に30%まで上昇する見込みです。本会の取り組みは、高齢者の身体・精神両面を充実させ、社会参加の新たな方法を模索するものです。2010年には、「音楽に合わせて動こう」「夢は色あせない」といったイベントが行われ、成功を収めました。



「夢は色あせない」イベント(JTI台湾)

芸術・文化

JTIは、ルーブル美術館(パリ)、プラド美術館(マドリッド)、アムステルダム国立美術館(アムステルダム)、王立芸術院(ロンドン)、ロイヤル・ヒベルニア・アカデミー(ダブリン)、スカラ座博物館(ミラノ)など世界的な美術館や博物館への支援をはじめ、各国の現代美術の振興に積極的に取り組んでいます。

また、フランス、グルジア、ヨルダン、カザフスタン、マレーシア、ルーマニア、セルビア、ウクライナなど数多くの国で、日本の美術や伝統文化を紹介する取り組みを支援しています。

ロシアでは、プーシキン美術館、エルミターージュ美術館、ボリショイ劇場に協力しているほか、ヴァレリー・ゲルギエフ氏が率いるマリインスキー劇場とは長年にわたり協力関係を結んでいます。中でも「モスクワ復活祭音楽祭」、サンクトペテルブルクで開催される「白夜の星 国際音楽祭」の支援に力を入れています。



マリインスキー劇場のバレエ
「眠れる森の美女」(JTIロシア)

被災地域への支援—JTI財団

JTI財団では、災害による被災者を支援する活動を行うとともに、被害を軽減する活動を重点的に支援しています。2010年は、JTI財団が後援しているGEA(トルコを拠点とする救援組織)を通じて大規模災害で被害を受けたハイチやパキстанを支援しました。またルーマニア、モルドバで発生した洪水の際は緊急援助を実施したほか、セルビアでは地震で住居をなくした災害弱者の緊急支援を行いました。これらの活動の詳細はJTI財団のホームページでご覧いただけます。

URL: www.jtifoundation.org (英語)



ハイチ地震被災地でのGEAの搜索救助活動
(JTI財団)